

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

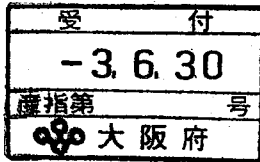
企 庭 第 5 9 6 号
令和 3 年 6 月 29 日

大阪府知事 殿

提出者

住 所 大阪府守口市大庭町二丁目30番18号

氏 名 大阪広域水道企業団 庭窪浄水場
場長 浅川 浩克



電話番号 06-6908-1951

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	大阪広域水道企業団 三島浄水場
事業場の所在地	大阪府摂津市一津屋三丁目1番1号
計画期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	36：水道業
②事業の規模	令和2年度 年間送配水量 上水送水量 : 74,744,550m ³ (万博浄水施設への沈澱水送水量) 工業用水配水量 : 7,629,080m ³
③従業員数	9人 (非常勤1名含む)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

(日本産業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	上水汚泥	汚泥
	排出量	41,667 t	0.014 t
	(これまでに実施した取組) 平成7年度に排水処理設備を消石灰を加えない無薬注型脱水機に更新し上水汚泥の脱水効率を高めた。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	上水汚泥	汚泥
	排出量	42,685 t	0.020 t
	(今後実施する予定の取組) 適正な施設の維持管理に努める。		

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

廃プラスチック類	ガラスくず類	金属くず(廃プラスチック等)	
0.016 t	0.005 t	9.39 t	t

②計画

廃プラスチック類	ガラスくず類	廃酸	
0.015 t	0.020 t	0.010 t	t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	上水汚泥	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	221 t	t
	（これまでに実施した取組） 前年度は、上水汚泥の一部を有効利用（グラウンド用資材等の原料）として販売し、最終処分量の減量に努めた。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	上水汚泥	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	139 t	t
	（今後実施する予定の取組） 上水汚泥の一部をグラウンド用資材等の原料として有効利用を図るように取り組みます。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	上水汚泥	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	38,967 t	t
（これまでに実施した取組） 平成7年度に排水処理設備を消石灰を加えない無薬注型脱水機に更新し上水汚泥の発生量を減量した。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	上水汚泥	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	39,919 t	t
（今後実施する予定の取組） 適正な施設の維持管理に努める。			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	上水汚泥	汚泥
	全処理委託量	2,479 t	0.014 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	0.014 t
	再生利用業者への処理委託量	1,475 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

廃プラスチック類	ガラスくず類	金属くず(廃プラスチック等)	
0.016 t	0.005 t	9.39 t	t
0.016 t	0.005 t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	上水汚泥	汚泥
	全処理委託量	2,627 t	0.020 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	0.020 t
	再生利用業者への処理委託量	927 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

②計画

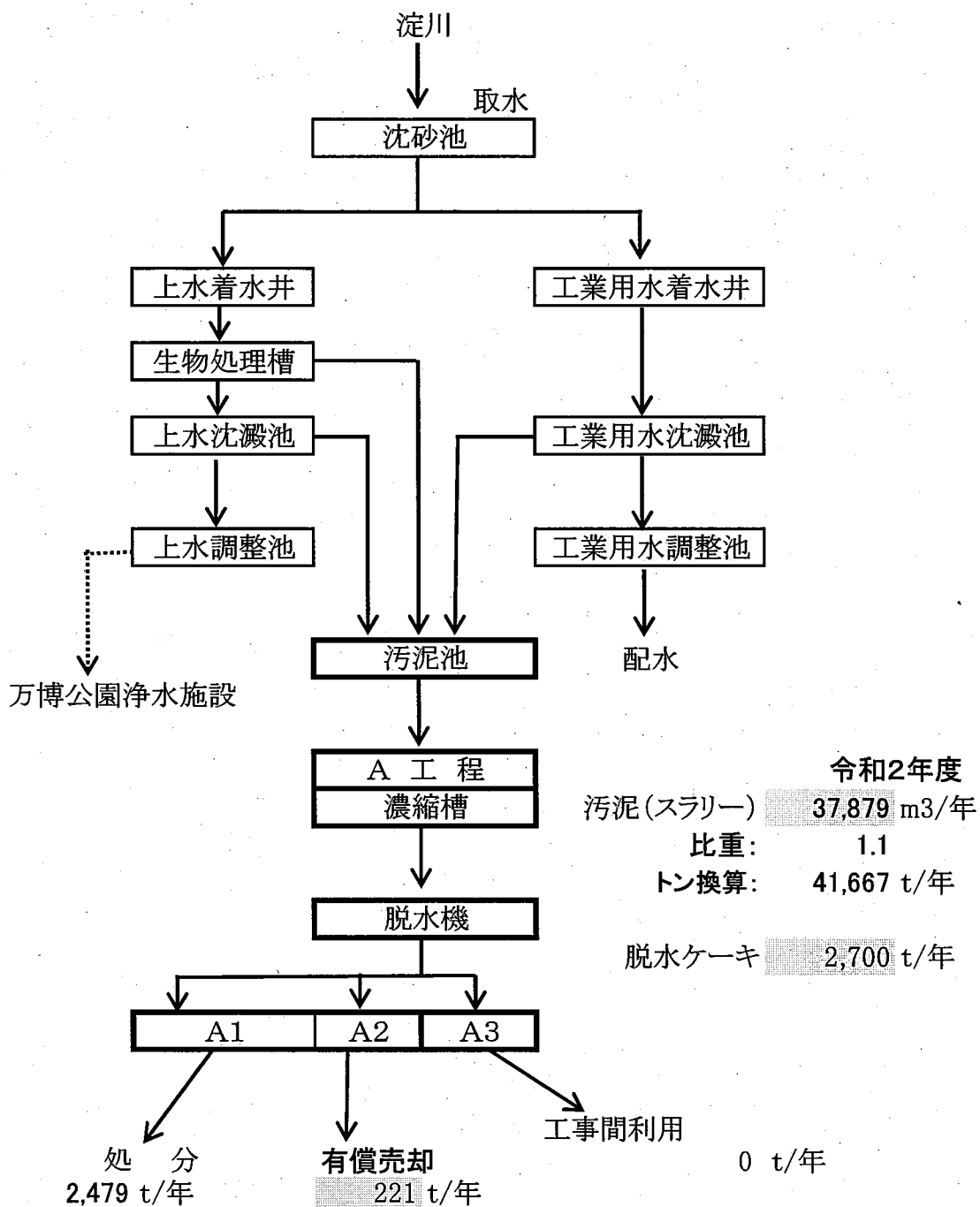
廃プラスチック類	ガラスくず類	廃酸	
0.015 t	0.020 t	0.010 t	t
0.015 t	0.020 t	0.010 t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

(第6面)

備考

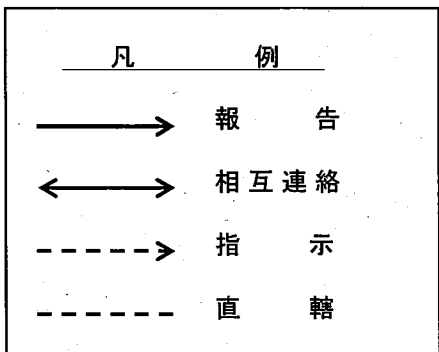
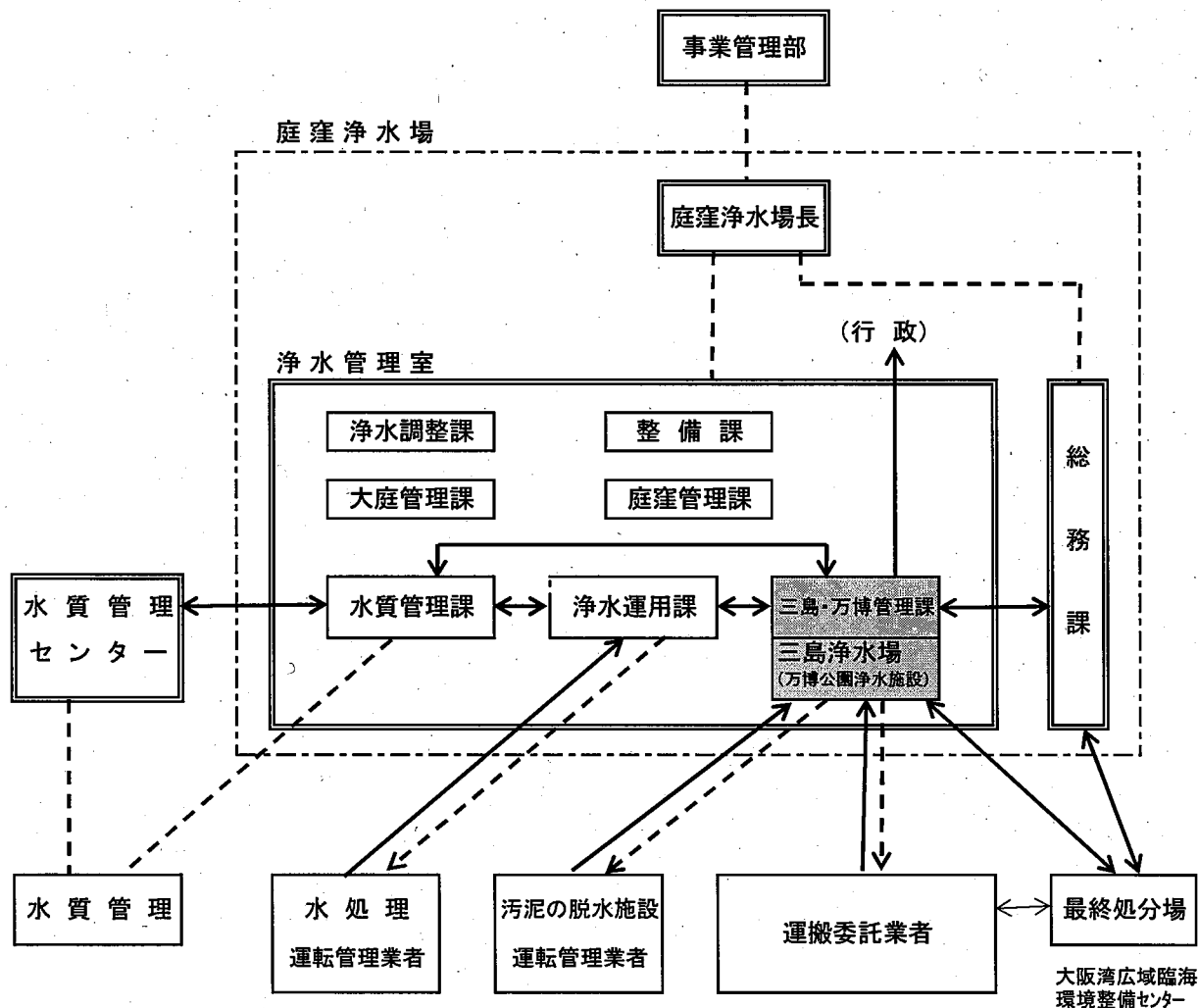
- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

[産業廃棄物発生工程フロー]



管理体制図

〔大阪広域水道企業団 庭窪浄水場〕



※ 平成23年4月1日～
大阪府水道部より大阪広域水道企業団へ事業継承した。